

京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第162号

京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を改正する規則

京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分及び第2号様式注以外の部分中「京都市 区長」を「京都市長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局税務部税制課)